

岐阜県公報

目次

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

(出納管理課)

ページ

規則

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年七月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五十五号

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県会計職員に関する規則(昭和三十九年岐阜県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二情報科学芸術大学院大学の項及び国際情報科学芸術アカデミーの項中「管理調整担当を命ぜられた上席の職員」を「総務課長」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県公報号外 毎週 (火曜日) (金曜日) 発行 (休日担当) (ときは翌日)

平成二十三年七月一日

